

令和8年(2026年)7月21日

13時00分発表

受託事業者による撤去品等の不適切な売却について

南区土木センターが委託している事業者の社員が、業務により発生した撤去品(スクラップ材等)を市に無断で売却し、その売却代金を取得していた事実が判明したことから、7月10日に熊本南警察署へ被害届を提出し、受理されました。

今後、調査結果を踏まえ、事業者に対する処分等について関係部署と協議のうえ適切に対応するとともに、撤去品等の管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 委託業務の概要

業務委託名: 南区土木センター道路等維持作業業務委託

委託内容: 市民からの通報やパトロールにより発見された異常箇所の緊急補修等を行う業務

2 判明経緯

令和8年6月26日(金) 撤去品等の不適切な売却に関する通報あり。

令和8年7月1日(水) 受託事業者の代表取締役が、社員による不適切売却を認める。

令和8年7月10日(金) 熊本南警察署へ被害届を提出し、受理された。

3 現時点で判明している内容

不適切な売却に係る金額: 合計51,900円(売却回数6回)

主な売却物: ガードレール、鉄板など

※金額、回数は、被害届提出時点

【お問合せ先】

南区役所区民部南区土木センター維持課

電話: 096-357-4877

課長: 立田 浩祐(たつだ こうすけ)